

加古川市文化財保存管理事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市内に存する文化財の改修、修繕、管理その他文化財の保護事業に補助金を交付することにより、文化財の良好な維持を推進し、文化財の保護を図ることを目的とし、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、予算の定める範囲内で加古川市文化財保存管理事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）又は加古川市文化財の保護に関する条例（昭和37年条例第8号）の規定による指定を受けた文化財の所有者又は管理者（国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関を除く。）とする。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助金の交付の対象となる経費から国費及び県費補助額を減じた額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）以内とする。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第8条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該帳簿及び証拠書類を当該補助対象事業の完了後5年間保管すること。
- (2) 補助対象事業により取得し、又は価値の増加した財産は、補助対象事業の完了後においても相当の注意及び監督のもとに管理するとともに、その効果的な運用を図ること。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
(失効)
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。
(経過措置)
- 3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する日までに規則第6条第1項の規定により交付の決定を受けた補助金の交付については、同日後も、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

区分	補助対象事業	補助対象経費
有形文化財 (建造物)	保存のために必要な修理に関する工事	修理工事経費・防災工事経費・耐震対策工事経費・その他工事経費・設計料及び監理料・事務経費
	防災施設（警報設備、消火設備、避雷設備、防盗・防犯設備、避難設備、火除地設定、消防道路設置、保護柵設置、覆屋設置等）の設置及び修理に関する工事	
	鳥獣虫害防除、危険木診断及び危険木対策工事	
	耐震診断及び耐震対策工事	
	災害復旧工事	
	防災施設等保守点検	
有形文化財 (美術工芸等)	保存及び公開のための点検及び環境整備	保存及び公開に伴う点検及び環境整備に要する経費
	保存のために必要な修理に関する工事	修理工事経費・防災工事経費・耐震対策工事経費・その他工事経費・設計料及び監理料・事務経費
	防災施設（警報設備、消火設備、避雷設備、防盗・防犯設備、避難設備、火除地設定、消防道路設置、保護柵設置、覆屋設置等）の設置及び修理に関する工事	
	鳥獣虫害防除、危険木診断及び危険木対策工事	
	耐震診断及び耐震対策工事	
	災害復旧工事	

	耐火構造である収蔵施設設置（増改築を含む）及び修理に関する工事並びに温湿度調整設備設置及び修理に関する工事	施設及び設備の設置及び修理工事経費・附帯工事経費・設計料及び監理料・事務経費
	防災施設等保守点検	防災施設等保守点検に要する経費
	保存及び公開のための点検及び環境整備	保存及び公開に伴う点検及び環境整備に要する経費
無形文化財	伝承者の養成、資料の収集整理及び記録作成	伝承者養成のための講習会等開催経費・資料収集整理経費・記録作成経費・事務経費
	保存及び公開のための点検及び環境整備	保存及び公開に伴う点検及び環境整備に要する経費
民俗文化財 ・ 民俗資料	保存のために必要な修理に関する工事	修理工事費・防災工事経費・その他工事経費・設計料及び監理料・事務経費
	防災施設（警報設備、消火設備、避雷設備、防盜防犯設備等）の設置及び修理に関する工事	
	鳥獣虫害防除、危険木診断及び危険木対策工事	
	災害復旧工事	
	伝承者の養成、資料の収集整理及び記録作成	伝承者養成のための講習会等開催経費・資料収集整理経費・記録作成経費・事務経費
	耐火構造である収蔵施設設置（増改築を含む）及び修理に関する工事並びに温湿度調整設備設置及び修理に関する工事	施設及び設備の設置及び修理工事経費・附帯工事経費・設計料及び監理料・事務経費
	防災施設等保守点検	防災施設等保守点検に要する経費
史跡、名勝、 天然記念物	保存のために必要な復旧及び環境整備に関する工事	復旧、整備工事経費・施設設置工事経費・防災工事経費・その他工事経費・設計料及び監理料・事務経費
	管理に必要な施設の設置及び修理に関する工事	
	防災施設（警報設備、消火設備、避雷設備等）の設置、修理及び災害復旧に関する工事	

	鳥獣虫害防除、危険木診断及び危険木対策工事	
	災害復旧工事	
	保護増殖施設の設置及び修理に関する工事並びに病虫害駆除・施肥等の樹勢回復等のために適當と認める事業	保護増殖施設工事経費・保護増殖設備経費・病虫害駆除経費・施肥等経費・設計料及び監理料・事務経費
	防災施設等保守点検	防災施設等保守点検に要する経費
	保存及び公開のための点検及び環境整備	保存及び公開に伴う点検及び環境整備に要する経費